



足柄ふれあい農園 募集要項



農作物の栽培を通じて自然に親しみ、利用者同士がふれあい、都市と農村の交流の場とするために、足柄ふれあい農園をオープンします！！

あなたも野菜を作ってみませんか？

■農園の概要

所在地 小山町竹之下地内（足柄ふれあい公園内）

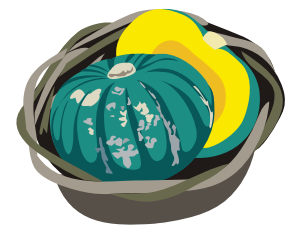
区画数と面積：55区画、5m×6m＝30㎡

利用料：12,000円／1年間

- ※ 駐車場、東屋、水道施設、農機具倉庫を設置します。
- ※ 無料貸出用農機具（耕運機、鍬、備中鍬、じょれん、一輪車、バケツ、ジョウロ、竹藪、草かき等）を用意します。
- ※ 週末（土、日、祝日）に農作業のアドバイスを受けられます。
- ※ 農作業のガイドの「北駿営農のしおり」をプレゼント！



案内図



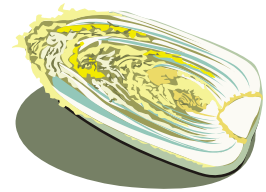
■利用期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの1年間
（毎年手続をすると、最長で5年間継続利用できます。）



■応募条件

- ・ 自ら区画を使用し、景観を保全し、耕作できる方
- ・ 地域の方や他の区画利用者と積極的に交流を持てる方
- ・ 農園利用の条件を守る方



■農園利用の条件

- ・ 区画を利用するには手続（許可申請、許可、契約、利用料納付）が必要です。
- ・ 原則として、1人1区画のみの利用となります。
- ・ 可能な限り農薬の使用を控え、有機栽培に努めてください。
- ・ 常に区画を適正に管理し、他の利用者に迷惑をかけないでください。
- ・ 区画の譲渡、転貸又は目的外使用をしないでください。
- ・ 建物、柵、堀等の設置はできません。
- ・ 営利目的の利用はできません。
- ・ 樹木、果樹等永年性の作物等の栽培はできません。
- ・ ごみや汚物などを捨てないでください。
- ・ 火気の使用はできません。
- ・ 許可を受けた区画以外に立ち入らないでください。
- ・ 農園の管理上、支障を生ずる行為を行わないでください。



■応募方法

使用許可申請書（HP からプリントアウト若しくは農林課及び役場各支所の窓口に備え置き。）を農林課又は役場各支所へ持参するか、または郵送によりご応募願います。なお、応募多数の場合、抽選により使用者を決定します。

■募集期間

空き区画について、利用者を随時募集しています。



■申し込み、問い合わせ先

小山町役場 農林課（〒410-1395 駿東郡小山町藤曲57-2）

電話 0550-76-6121

FAX 0550-76-2795

Eメール nourin@fuji-oyama.jp

